解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年十二月二十四日開催の社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、平成二十九年三月二十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十四日

埼玉県入間郡毛呂山町岩井西二丁目一六番地一七

医療法人植田歯科医院

清算人　植田洋一郎

解散公告（第一回）

当宗教法人は、宗教法人法第四十三条第一項の規定により解散したので、当宗教法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十四日

岐阜県飛騨市神岡町船津一九九〇番地の一

宗教法人御嶽教船津教会

清算人　小野　優子

解散公告（第一回）

当認可地縁団体は、平成二十九年三月五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十四日

広島市安佐北区三入五丁目八番四一―一号

上町屋光洋区自治会

代表清算人　木戸　良二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年一月十九日開催の理事会の決議及び平成二十九年一月十九日開催の評議員会決議並びに平成二十九年三月十五日東京都中野区長の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十四日

東京都中野区新井二丁目八番一三号

社会福祉法人中野障害者援護センター

清算人　溝口　秀二

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十九年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十四日

東京都墨田区東駒形一丁目一六番一号

東日本紙器厚生年金基金

代表清算人　北原　茂樹

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年九月一日開催の社員総会の決議及び東京都知事の認可により平成二十九年三月十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十四日

東京都調布市上石原二丁目四四番地四

医療法人社団成真会

清算人　中村　昇

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年三月七日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十四日

愛知県蒲郡市形原町鹿末二八番地

蒲郡羽栗池東土地区画整理組合

清算人代表　市川　十郎

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年三月十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十四日

兵庫県豊岡市福成寺八九五番地

福成寺生産森林組合

清算人　小山　幸雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年三月七日大分地方裁判所杵築支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十四日

大分県国東市安岐町両子四八九番地の一

宗教法人知福院

清算人　松村　秀勝

解散公告（第二回）

当法人は、姶良市長の認可により平成二十九年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十四日

鹿児島県姶良市西餅田二八〇三番地三

社会福祉法人エミール福祉会

清算人　野口　正一

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十九年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十四日

埼玉県さいたま市中央区鈴谷四丁目一〇番五号

関東六県電気工事業厚生年金基金

代表清算人　沼尻　芳治

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年二月十二日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十四日

広島県三次市布野町上布野七六八番地の一

農事組合法人布野大仙農場

清算人　三浦　正道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市高松第一四地割六三番地、最後の住所岩手県滝沢市牧野林八九五番地一〇

被相続人　亡　川村　**静**弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十四日

事務所盛岡市本町通一丁目一五番一八号

相続財産管理人　司法書士　齋藤みき子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市若林区木ノ下三丁目七番地の七、最後の住所宮城県仙台市太白区青山一丁目二八番五号　被相続人　亡　庄子さち子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十四日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目一七番二〇号　グランドメゾン片平四階

相続財産管理人　弁護士　北爪　賀章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市古敷谷二一六九番地二、最後の住所千葉県山武郡芝山町大里一三五三番地

被相続人　亡　伊**藤**　信二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十四日

事務所千葉市中央区中央三丁目九番九号エレル千葉中央ビル五階　プライム法律事務所　相続財産管理人　弁護士　土屋　孝伸